

## 令和3年第8回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月6日(金) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第49号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第50号  
農地法第4条の規定による許可申請について
  - ・議案第51号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第52号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
  - ・議案第53号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
  - ・議案第54号  
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係副主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係副主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室主幹	浦寺 美喜夫
相知分室係長	藤田 直樹
北波多分室職員	鬼塚 勝臣
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	末武 拓也
七山分室職員	金丸 翔

## 7. 審議の内容

事務局長      では定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会の出席委員は19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長  
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより令和3年第8回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号15番松本耕一委員、議席番号16番峯直子委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

はい。付議事項の中に取り下げの案件がございます。議案集5ページ、議案第50号農地法第4条の規定による許可申請について中、整理番号4番が議案発送後に取り下げられましたので、報告いたします。

それでは、本日の付議事項を朗読いたします。議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第50号農地法第4条の規定による許可申請について4件、議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について11件、議案第52号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について10件、議案第53号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について5件、議案第54号空き家等に付随した特例農地の指定申請について1件、計6議案38件でござ

ざいます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認をお願いいたします。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第49号から第54号までの6議案38件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で554平方メートルです。現況は、駐車場になっております。目的は、駐車場、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地については平成30年10月17日付けで、令和3年9月30日までの一時転用許可を受けておりますが、引き続き近隣の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場が必要になり、3年間一時転用する計画です。転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側国道から隣接の貸付人所有地を通っての出入口とする計画です。通行承諾書が添付されています。排水について、雨水は砂利敷きの敷地内で自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ流す計画です。

土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。これは期限が切れたということで、再度申請でございます。周りには農地は全くありません。3日の日に現地調査をいたしまして、何も問題ないということでございました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で9,219.06平方メートルです。現況は、荒れた〇〇畑になっております。目的は、資材置場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、最大5メートルの盛土を行い、西側境界には石積みを設置し、周囲には土水路を設置して、南側道路

からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は土水路を介して西側のため池へ流す計画です。なお、ため池の管理者の排水承諾書が添付されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも3日の日に現地調査をいたしまして、広大な〇〇畑がある所でございまして、今度の一時転用でいい農地ができるんじゃないかというような、いい方向に進むような感じのこゝろを受けまして、皆さん、まあ良いことだろうなということでございました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,409平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設置し、北側道路を出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。



許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

宮崎隆広委員 はい。18番宮崎です。現場を3日の日に中部調査会で見ました。もとは〇〇〇を作付けしてあったんですが、現在は荒廃しています。何も問題はないだろうという結論に達しましたので、皆さんのご審議をお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は475平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、資材置場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等につ

いては、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大7.8メートルの盛土を行い、南側境界は石積みにより土留めを施し、同時利用地の東西の原野に土水路およびU字側溝を設置、北側県道より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで地下浸透および越流分は土水路およびU字側溝を介して南側既存水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。8月3日の日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇から〇〇〇のほうへ上る、〇〇〇

〇〇〇〇〇の500メートルぐらい上がった所です。この場所はですね、ちょうど谷のようになっている所を埋めて資材置場にするとということです。先ほど事務局から説明を受けると、恐らくこの上にある〇〇〇〇の〇という佐賀県の所有の〇という所と、隣原野も埋め立てているようですね。中部調査会では、何ら問題ないということです。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は47平方メートルです。現況は、雑種地の状態です。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのと

おりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成20年頃から駐車場用地に利用されており、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされており、隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側は既存の石積みを利用、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の道路側溝に放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

宮原敏久委員 5番の宮原です。8月3日に南部調査会で現地を確認しております。〇〇ですので、〇〇地区の一番高い所ということです。現地を確認したんですが、(転用事情の詳細) …ということです。南部調査会では異議はないということでしたので、皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。なお、すみません。議案書の 2 筆の地番に○が抜けておりました。追記のほうをお願いいたします。今後は確認を徹底いたします。どうも失礼しました。説明に戻ります。

地目は畑 2 筆、面積は、合計で 1, 2 7 6 平方メートルです。現況は、牛舎用地になっております。目的は、牛舎です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成 6 年頃から牛舎用地に使用されており、譲渡人の始末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、

南西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南西側道路側溝へ流し、ふん尿はおがくずに吸着させ、堆肥化して圃場に散布させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が提出されております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

井上順一委員 はい。11番井上です。8月4日に現地調査にまいりました。(転用地周辺の詳細)…従いまして、環境面におきましては、堆肥舎などもすぐ近くにございますし、排水などについても特に問題なからうと、こういうことで見てまいりました。ただ、5条申請が遅れていることをお詫び申し上げて、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は134平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、物置および〇植樹です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側道路、里道より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付さ

れています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

伊藤富幸委員 12番の伊藤です。先日8月3日に西部調査会におきまして現地調査をいたしたところでございます。現地のほうはですね、先ほどお話がございましたとおりでございますけれども、その隣接地に〇〇を耕作してあるわけです。その〇〇の農家の方に、こういうふうにして小屋を建てて〇を植えたいというような申請が出ておりますというようなことを伝えました。小屋も3メートル真四角ぐらいの小さいやつであることと、土地の地形の変更はしないということでございましたので、水稻の農家の方もそれならいいでしょうというような納得をされたわけでございます。そういうことで、西部調査会のほうも、問題なからうというようなことを判断いたしました。委員会の方のご審議をよろしく願いをいたしたいと思えます。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を



いたしました。次に議案集4ページ、議案第50号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は、合計で6,820平方メートルです。現況は、畜舎ほかとなっております。目的は、牧場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の22ページから24ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成10年頃から畜舎用地に利用されており、始末書が提出されています。今回の事業費は、市有財産里道払下げの費用のみで、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、市有財産里道譲渡申請および機能廃止申請、森林伐採届、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南東側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して北側の既存水路へ流し、ふん尿はおがくずに吸着させて堆肥化し、圃場に散布する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。東部調査会で8月4日の日に調査していただきまして、この場所は〇〇の〇のちょっと部落から上のほうです。今事務局から詳しく説明していただきまして、平成10年にしてあったそうで、2か所、3か所別に、それをここに1か所に集めるということで、今回改めて申請されたものです。東部調査会では問題ないということです。皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畑1筆、面積は274平方メートルです。現況は、家庭菜園等になっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の25ページから27ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側は既存石積み、東側は、既存コンクリートブロックを利用し、東側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡などを介して北側の自己所有宅地の排水施設に流す計画です。汚水については、東側市道の公共下水道に接続放流させる計画です。

土木委員長および行政連絡員から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも3日の日に現地調査をいたしました。

て、同じ〇〇〇でも、この土地がブロックで囲われた土地でして、全然見えませんでしたので、私も知らないような土地でした。もう完全に住宅に囲まれてしまっている、そしてブロックで囲われてしまっているというような感じの土地でして、皆さん何も問題ないということでございました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は345平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、倉庫および駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の28ページから30ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成6年頃から倉庫等

用地に利用されており、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側には水路との境に擁壁を新設されたほかは現状のまま利用、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側水路に流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。事務局より詳しく説明がありました。〇〇の横の畑を転用申請が必要なことを知らずに、駐車場と倉庫を建てて利用していたということです。4日の日に東部調査会で現地を確認いたしました。問題ないということです。皆様の審議よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は421平方メートルです。現況は、山林となっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の32ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成元年頃から植林して山林として利用されており、始末書が提出されています。なお、以前数件申請がありましたが、この案件は農振除外が必要で、別申請になりました。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、周囲は登記簿地目上、畑ですが、既に山林化しており、影響はない状況です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。

許可の基準は1番となっております。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

阿蘇孝市委員 10番阿蘇です。8月3日の日に南部調査会のほうで現地調査を行いました。平成元年頃からもう植林をされていたということで、もういい柱が取れるような大きな〇の木がゴロゴロしていました。特別問題はないだろうという皆さんの意見でしたので、皆様の審議のほうをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(松本委員「はい。」)  
はい、松本委員。

松本耕一委員 植林されているということなのですが、面積に対して〇〇本というのが、結構広めに植えとらすとですかね。その状態をちょっと教えていただけたら。

阿蘇孝市委員 すみません。現地確認はしたんですけれども、ここまで行く道というか、そこまでの現地がですね、ちょっと雑木林みたいになっていて入れず、現地確認は実際してありません。近くの道路から〇の木を見たというだけの状態です。すみません。説明不足で申し訳ございませんでした。

議長 松本委員いいですか。(松本委員「はい。」) はい。ほかに異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第51号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集8ページ整理番号11番までの11件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の6ページから8ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で11件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書の1ページから6ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り



ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。それでは、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。約10分間休憩いたします。再開を15時40分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時27分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは皆さんお揃いですので、会議を再開いたしたいと思えます。議案集9ページ、議案第52号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業

に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、議案第52号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から整理番号2番までの2件につきましては、議席番号7番川添哲也委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって川添委員の退席を求めます。

**【川添委員退席】**

この2件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合わせて4,936平方メートルです。計画要請の

内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで川添委員の入室を許可します。

#### 【川添委員入室】

川添委員にお知らせいたします。議案集10ページ、整理番号1番から整理番号2番までの2件につきましては、原案どおり可決いたしましたので、お知らせをいたします。次に議案集10ページ、整理番号3番から議案集11ページ、整理番号9番までの7件につきましては、一括審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合わせて13,861平方メートルです。計画要請

の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ここで整理番号7番につきまして、補足の説明をさせていただきます。整理番号7番の賃借権の分につきまして、借賃が総額で〇〇万円ということになっておりますけれども、こちらの分につきましては、借受人の〇〇につきましては〇〇〇〇を営んでおられます。そして貸付人につきましては、〇〇の代表者の〇〇の方になっておられます。当該農地につきましては、花きを多数植えておられて、〇〇〇〇として利用しておられるということもありまして、樹体の金額を含めた金額で設定をしているということですので、お知らせをさせていただきます。なお、こちらの分につきましては、ちょっと特殊な契約に当たるかと考えておりますので、毎年公表をしております賃借料情報の平均値とかには含まないようにしたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集12ページ、議案第53号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集13ページの整理番号5番までの5件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは農地中間管理事業の推進に関する法律の見直しにおいて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で15,427平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたし

ます。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集14ページ、議案第54号空き家等に付随した特例農地の指定申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の14ページをご覧ください。何度か説明させていただいておりますけど、農地法の3条では、5反要件というのがあります。しかし、唐津市農業委員会では、空き家バンクに登録している空き家に付随した農地については、1平方メートルまで下限面積を下げしております。ですので、農家の方でなくても、空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準としまして空き家に付随した農地、あと遊休農地であるかまたは将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件を作っております。

整理番号1番について、農地は〇〇〇〇〇にある畑2筆、合計1,050平方メートルです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。農地は空き家からいずれも30メー

トル圏内の所にありまして、徒歩1分以内で容易に耕作できる距離にあります。申請農地は現に耕作されておらず、過去2年以上にわたり農作物の作付けは行なわれていない農地がありますが、現所有者が農地の維持管理をされています。買い手がつかなければ、今後も農作物の栽培が行われる見込みがない農地です。8月3日火曜日に担当地区委員および事務局員で現地を確認しております。空き家バンクについては、令和2年10月13日に登録されています。このことから、判定基準のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。

以上をもちまして、議案第49号7件、議案第50号4件、議案第51号11件、議案第52号10件、議案第53号5件、議案第54号1件、計6議案38件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間のご審議みなさんありがとうございました。